

第4期大阪府がん対策推進計画 がん診療拠点病院関係

分野別検討

第3章 大阪府におけるがんの現状と課題

2 大阪府のがん対策の現状と課題

(2) がん医療

第3章 大阪府におけるがんの現状と課題

2 大阪府のがんの現状と課題

(2)がん医療 (参考資料7 P4)

▽がん診療拠点病院を通じて、がん医療の均てん化を進めるとともに、二次医療圏ごとに地域の実情に応じて、地域連携の一層の充実を図る必要がある。

▽小児・AYA世代のがん、高齢者のがん、希少がん、難治性がんについては、それぞれの特性に応じた対策が必要。

▽重粒子線治療施設やBNCT（ホウ素中性子捕捉療法）治療施設が開設されており、**高度・専門的**ながん治療の提供が期待される。

①がん医療提供体制

A がん診療拠点病院 (参考資料7 P5)

府内には、府民が質の高いがん医療を均しく受けられるよう、**がん診療に関して国・府が指定する病院（がん診療連携拠点病院等）**があります。このうち、都道府県がん診療連携拠点病院として、大阪国際がんセンターが指定されており、府全体のがん診療の質の向上及びがん診療の連携体制において中心的な役割を担っています。

令和5（2023）年●月現在、府内には、**国指定のがん診療連携拠点病院（18施設）、小児がん拠点病院（1施設）、がんゲノム医療中核拠点病院（1施設）、がんゲノム医療拠点病院（2施設）、小児がん拠点病院が指定する小児がん連携拠点病院（●施設）、がんゲノム医療中核拠点病院又はがんゲノム医療拠点病院が指定するがんゲノム医療（14施設）**のほか、大阪府が指定している大阪府がん診療拠点病院が46施設、大阪府小児がん拠点病院が2施設あり、合計67施設となっています。

がん診療拠点病院の主な機能

下記の機能を有する病院をがん診療拠点病院として指定している。

【主な診療機能】

- 集学的治療の実施
(手術、放射線治療、薬物療法)
- 緩和ケアの提供
- 地域連携の推進
- セカンドオピニオン
- がん登録
- 相談支援センターの設置
- それぞれの特性に応じた診療等の提供 等

【主な人員配置】

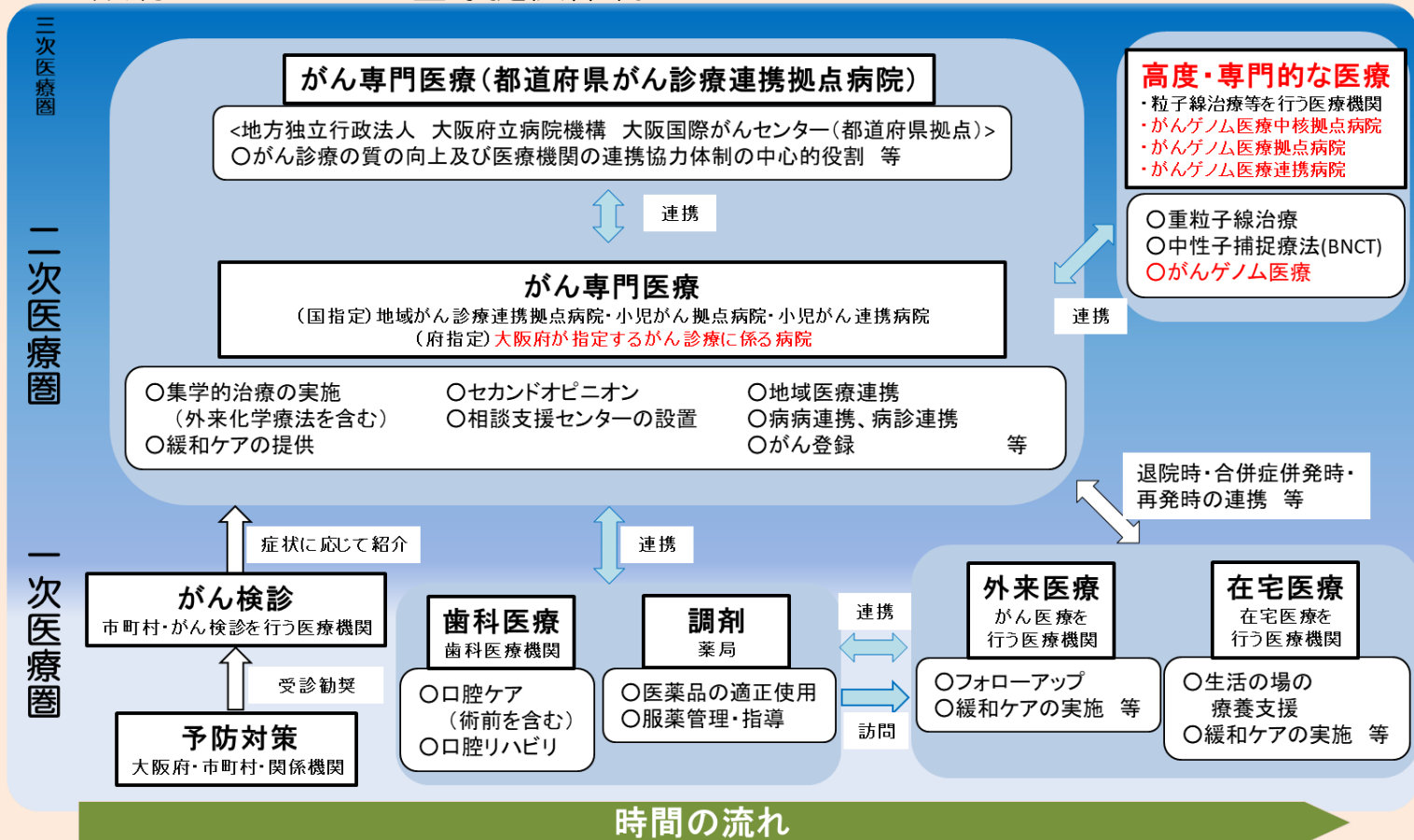
- 手術療法医
- 放射線診断医
- 放射線治療医
- 薬物療法医、薬剤師、看護師
- 緩和ケア
(身体症状担当医、精神症状担当医、
看護師、薬剤師、社会福祉士等)
- 病理診断医
- リハビリテーション医 等

第3章 大阪府におけるがんの現状と課題

(参考資料7 P5)

○がん診療拠点病院は、集学的治療を提供するほか、病院が相互に連携して、がん治療水準の向上に努めるとともに、緩和ケアの充実、在宅医療の支援、がん患者や家族等に対する相談支援、がんに関する各種情報の収集・提供等の機能を備え、地域におけるがん医療の充実に努めている。

大阪府におけるがん医療提供体制



(参考資料7 P5)

○がん診療拠点病院における生存率は、**がん対策センター調べでは**、府全体の生存率に比べて高い傾向。

図表● がん診療拠点病院とそれ以外の病院で受療した患者の5年生存率(2013-2015年)

グラフ

出典：大阪府におけるがん登録

(参考資料7 P5)

○患者や家族が抱える様々な苦痛や悩み等に応え、病態に応じたより適切ながん医療を提供できるよう、安全で安心な質の高い医療を提供するため、がん診療拠点病院において、医師に加え、看護師、薬剤師、必要に応じて公認心理師や緩和ケアチームを代表する者等を加えた、症例への対応方針を検討する等のカンファレンスの実施、周術期における医科歯科連携、薬物療法における薬局との連携、栄養サポートなど、多職種によるチーム医療を推進してきましたが、質の向上を図るため、さらなる充実が必要。

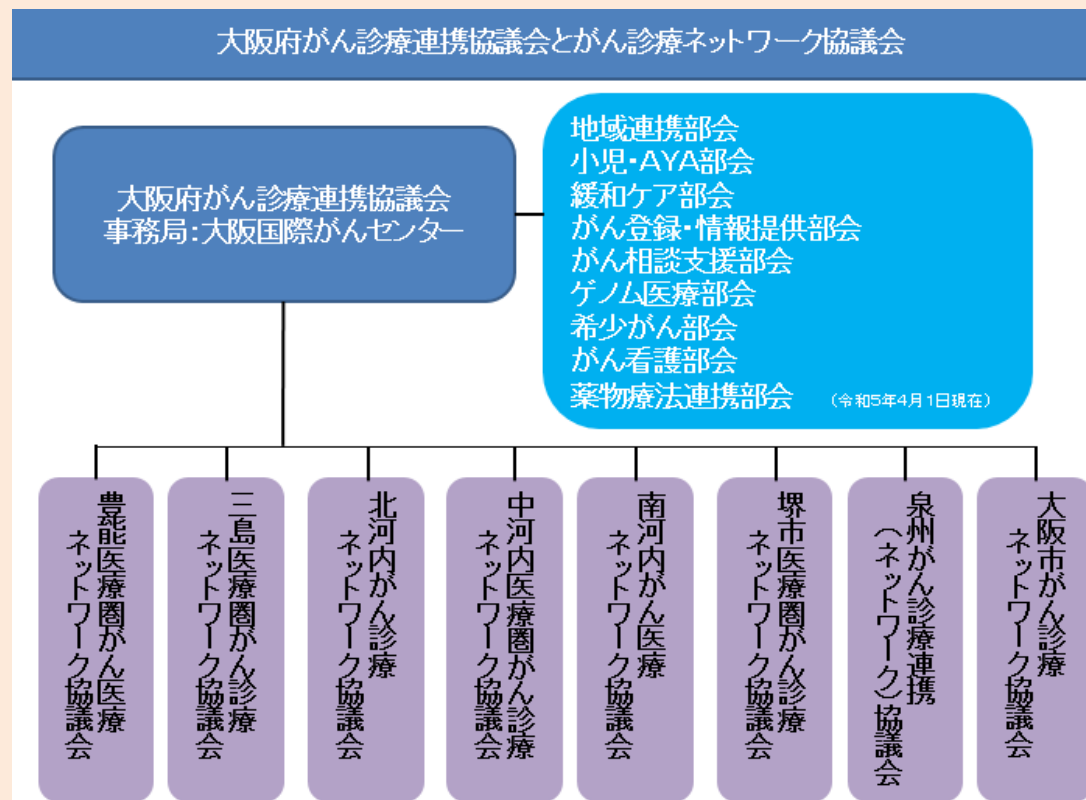
○国指定のがん診療拠点病院について、国は、令和4(2022)年度に整備指針の見直しを実施。府としても、府指定のがん診療拠点病院に求められる機能のさらなる充実を図るため、患者支援の体制強化等の観点から、令和5(2023)年度に指定要件について見直しを実施。

○平成27(2015)年度より、大阪府がん診療連携協議会の事務局である大阪国際がんセンターが中心となり、国指定、府指定のがん診療拠点病院を訪問し、各施設間における状況について、意見交換等を実施し、好事例の収集を行っている。

イ がん医療連携体制

(参考資料7 P5)

○がん診療拠点病院等で構成する、「大阪府がん診療連携協議会」や二次医療圏ごとに設置する「がん診療ネットワーク協議会」において、がん診療連携体制の充実、緩和ケア研修、相談支援機能の充実、地域連携の促進などに取り組んできたが、切れ目のないがん医療を提供するため、がん診療連携体制のさらなる充実が必要である。



②小児・AYA世代のがん、希少がん等、高齢者のがんの特性

(参考資料7 P6)

イ 高齢者のがんの特性

○高齢化に伴い、今後、がん患者に占める高齢者の割合がますます増えることから、高齢のがん患者へのケアの必要性が増加すると見込まれます。今後、国においては、生活の質（QOL）の観点を含めた高齢のがん患者に適した治療法や、診療ガイドラインを確立するための研究を進め、高齢者のがん診療に関する診療ガイドラインを策定することとしています。府においても、国の動向を踏まえ、高齢者のがんの特性に適切に対応できる体制を整備していく必要があります。

②小児・AYA世代のがん、希少がん等、高齢者のがんの特性

(参考資料7 P6)

ウ 希少がん・難治性がんの特性

○国において、質の高い治療を受けられる医療機関等に関する情報の収集・提供のための対策等について検討しており、希少がん診療の集約化を進めた場合、患者のアクセスへの懸念、専門施設と地域の拠点病院等とのシームレスな連携の必要性、人材育成など多くの課題があることが示されています。府において、今後、国の検討を踏まえ、必要な対策を講じていく必要がある。

○希少がん（概ねり患率人口10万人当たり6例未満のがん）とされるがんは200種類近くあり、合計すると、大阪府では、り患数の約●割を占めている（平成21（2009）年から平成30（2018）年の10年間で●種類●●例）。

○府内では大阪国際がんセンターにおいて「希少がんホットライン」が設置されており、専任の看護師や社会福祉士による相談対応を行っている。

○膵がんやスキルス胃がんのような早期発見が困難で、治療抵抗性が高く、転移・再発しやすいなどの性質を持つ難治性がんについては、5年相対生存率は改善されておらず、有効な診断・治療法が開発されていないことが課題となっている。

③高度・専門的な治療への対応（参考資料7 P6～P7）

○がんゲノム医療については、国において、平成29（2017）年12月に「がんゲノム医療中核拠点病院等の整備に関する指針」を策定が策定され、がんゲノム医療中核拠点病院及びがんゲノム医療連携病院の整備が進められました。その後、令和元（2019）年7月の一部改正によってがんゲノム医療拠点病院の類型が新設された。

○令和5（2023）年4月時点で、府内において、がんゲノム医療中核拠点病院が1施設、がんゲノム医療拠点病院が2施設、がんゲノム医療連携病院が14施設整備されている。

○近年、個人のゲノム解析技術やその結果を解釈するための情報通信技術が飛躍的に向上しており、一人一人の患者の特性に則した、従来よりも効果が高く、副作用の少ない治療を提供することが可能となりつつある。将来のがん等の発症リスクを健康な段階で予測することにより、個々の状況に配慮した、より効果的・効率的な対応が可能となる一方、ゲノム情報の保護が十分に図られるようにするとともに、ゲノム情報による不当な差別が行われることのないよう、府としても府民へ正しい情報を啓発していくことが必要。

○府内には、身体への負担が小さく、QOLに悪影響が少ない治療法として注目されている粒子線治療については、大阪重粒子線センターが平成30（2018）年3月に大阪国際がんセンターの隣接地に開設された。さらに、関西BNCT共同医療センター（注27）が平成30年に大阪医科大学（現大阪医科薬科大学）内に開設されました。今後、がん診療拠点病院との連携体制の構築が課題となっている。なお、陽子線治療施設も平成29（2017）年度に開設されており、新たながん医療の集積が進んでいる。

第3章 大阪府におけるがんの現状と課題

2 大阪府のがん対策の現状と課題

(3) 患者支援の充実

2 大阪府のがんの現状と課題

(3) 患者支援の充実

▽ 高齢者世代においては、人生の最終段階における医療に係る意思決定支援などが必要となっている。（参考資料7 P9）

③ 就労支援などのサバイバーシップ支援

ウ 高齢のがん患者の支援（参考資料7 P10）

○ 高齢者は、がんり患による入院をきっかけとして、認知症と診断される場合があることや、既にある認知症の症状が悪化する場合があるため、人生の最終段階における意思決定等について、一定の基準が必要と考えられており、国は、厚生労働科学研究において、高齢のがん患者に対する多職種による意思決定支援プログラムの研究・開発を行っています。

○ 高齢者ががんになり患したとき、医療介護の連携のもと適切ながん医療を受けられるよう、医療従事者のみならず家族等にも、がんに関する十分な知識が必要です。

第5章 個別の取組みと目標

2 がん医療の充実

(府民誰もが適切な医療を受けられる体制整備)

2 がん医療の充実（府民誰もが適切な医療を受けられる体制整備） 参考資料7 P16

- ▽ がん診療拠点病院の機能強化に取り組むとともに、二次医療圏ごとに設置されているがん診療ネットワーク協議会の一層の充実を図り、連携体制の強化を進めます。
- ▽ 重粒子線治療施設等とがん診療拠点病院との連携を進めます。
- ▽ 希少がん患者が適切な医療を受けられるよう、国が整備する中核的な役割を担う医療機関と府内がん診療拠点病院との連携のあり方、希少がんに関する情報提供や相談支援について、大阪府がん診療連携協議会と連携して検討します。

	個別目標	現在の状況	2029年度の目標
1	がん診療拠点病院（※1）の診療カバー率		
2	緩和ケアの満足度（※2）		

	モニタリング指標	現在の状況
1	がん患者の5年相対生存率（全年齢）	
2	40～65歳における5年実測生存率	
3	年間新入院がん患者数	
4	悪性腫瘍手術件数	
5	放射線治療延べ患者数	
6	薬物療法のべ患者数	
7	診断から治療開始日までの平均日数	
8	がん治療連携計画策定料加算の件数	

(1) 医療提供体制の充実

①がん診療拠点病院の機能強化（参考資料7 P17）

○府内のがん医療提供体制の均てん化を推進するため、大阪府がん診療連携協議会と連携して、がん診療拠点病院における、集学的治療、**医師、看護師、薬剤師、社会福祉士、管理栄養士等の多職種**によるチーム医療**及びカンファレンス**、緩和ケアの推進など、機能強化に取り組む。

○なお、府指定のがん診療拠点病院の指定要件については、大阪府がん対策推進委員会において、国指定のがん診療拠点病院の指定要件の見直しを踏まえ、求められる機能に応じて見直す。

○府内のがん診療の質の向上をめざし、都道府県がん診療連携拠点病院等は、府内のがん診療拠点病院を訪問し、**引き続き**好事例等の収集や情報共有を行う。

②がん医療連携体制の充実

○大阪府がん診療連携協議会や二次医療圏ごとに設置されたがん診療ネットワーク協議会と連携して、**地域連携**、緩和ケア、在宅医療など、地域の実情に応じた切れ目のない連携体制の充実に努める。

(2) 小児・AYA世代のがん・希少がん等・高齢者のがん対策 参考資料7 P17~P18

②高齢者のがん医療

○国が厚生労働科学研究において作成している「高齢者のがん診療における意思決定支援の手引き」について、大阪府がん診療連携協議会と連携して情報提供に努める。

③希少がん等

○希少がん患者が適切な医療を受けられるよう、引き続き、大阪国際がんセンターに設置する「希少がんホットライン」を通じて相談支援を進めるとともに、国が整備する中核的な役割を担う医療機関と府内がん診療拠点病院との連携のあり方、希少がんに関する情報提供や相談支援について、大阪府がん診療連携協議会と連携して検討する。

○引き続き、府内拠点病院のがん相談支援センターと大阪国際がんセンターにおいて設置されている「希少がんホットライン」との連携を通じて相談対応を行う。

(3) 高度・専門的な医療

○ゲノム情報の保護が十分に図られるようにするとともに、ゲノム情報による不当な差別が行われることのないよう、がん相談支援センターと連携し、府民へ正しい情報を発信していく。

○大阪府がん診療連携協議会と連携して、大阪重粒子線センターや関西BNCT共同医療センターと府内のがん診療拠点病院との連携を進める。

○治療開始時に公的医療保険の対象とならない重粒子線がん治療費の負担を低減するため、金融機関と連携し、利子補給制度により、大阪重粒子線センターにおけるがんの治療を支援する。

第5章 個別の取組みと目標

3 患者支援の充実

3 患者支援の充実 (参考資料7 P20)

▽小児・AYA世代や高齢者のがん患者等、それぞれのライフステージに応じた適切な支援が受けられる環境整備に努める。

(3) 就労支援などサバイバーシップ支援 (参考資料7 P20)

③高齢者の支援

○高齢者のがん患者については、認知症の発症や介護の必要性など、家族等の負担が大きくなることから、家族等に対する早期からの情報提供等を、府内のがん相談支援センターと連携し、相談できる体制づくりに努める。